

道の駅あかがわ指定管理者調査特別委員会
調査報告書

令和8年3月

赤井川村議会
道の駅あかがわ指定管理者調査特別委員会

1 調査の趣旨

「道の駅あかいがわ指定管理者選定委員会」により指定管理者候補者を決定し、令和7年第4回定例会において議会提案された。その際、総務開発常任委員会において公募に係る採点評価基準について不透明な部分があり選定委員会のメンバーについて恣意的な選定が疑われ、また公募申請書類のうち、法人定款の登記遅れと空白期間があることにより、総会時に理事を実際に任命された人物が不明な状態となっていることについて法令違反した団体を、村が把握し道の駅あかいがわ指定管理者の公募申請を受け付けたことについて村の手続きが適当であったか調査することとした。

2 特別委員会の設置

(1) 設置決議

令和7年12月15日開催の令和7年第4回定例会において、地方自治法第98条第1項及び第100条第1項の権限を付与した「道の駅あかいがわ指定管理者調査特別委員会の設置」が議会運営委員会委員長から提出され、赤井川村議会委員会条例第5条の規定により出席議員の賛成多数で可決し、当特別委員会が設置された。なお、同日付で総務開発常任委員会に付託された「議案第88号 道の駅あかいがわの指定管理者の指定について」を本委員会に付託替えした。

(2) 委員会の定数 8人

(3) 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長	川人 孝則
副委員長	藤門 弘
委員	岩井 英明
	山口 芳之
	能登 ゆう
	曾根 敏明
	連 茂
	阿部 猛

3 調査事件（調査事項）

道の駅あかいがわ指定管理者制度について

(1) 道の駅あかいがわ指定管理者公募に関連する事項

(2) 道の駅あかいがわ指定管理者候補者団体に関する事項

4 委員会の開催状況

開催日		議 題
第1回	令和7年12月15日	①正副委員長の互選
第2回	令和7年12月26日	①100条調査権の概要について ②資料要求及び証人喚問の手続きについて ③今後のスケジュールについて ④その他
第3回	令和8年1月13日	①前回資料要求を行った資料の確認について ②今後のスケジュールについて ③その他
第4回	令和8年1月27日	①前回資料要求を行った資料の確認について ②第三者への意見照会について ③今後のスケジュールについて
第5回	令和8年2月26日	①前回資料要求を行った資料の確認について ②第三者への意見照会の報告について ③今後のスケジュールについて
第6回	令和8年3月10日	①委員会調査報告書の確認について

5 説明員、証人の出席等

(1) 執行機関の説明員として出席を求めた者

村長を始め、道の駅あかいがわ指定管理者選定委員会委員長である副村長、及び担当となる産業課長及び総務課長に説明員として出席を求めた。

【第3回、第5回】

(2) 証人として出頭を求めた者

なし

6 資料等の提出

執行機関及び関係団体に提出を求めた資料等は以下のとおりである。

なお、取消線により表示されている資料については、委員会から提出を求めたが、存在しない資料等であるため提出がされなかったものである。

第3回委員会に提出（第2回委員会確認）

1. 赤井川村へ提出を要求した資料

- ・道の駅あかいがわ指定管理者募集要項
- ・道の駅あかいがわの指定管理者を選定するための評価基準

一般社団法人赤井川村国際リゾート推進協会が赤井川村へ提出した指定管理者指定申請書のうち

- ・登記全部事項証明書（履歴事項証明書）
- ・定款
- ・決算書類（申請前3カ年の「貸借対照表」、「損益計算書」「法人税の確定申告書の控えの写し（添付したすべての書類）」、
- ・法人の役員の氏名及び略歴を記載した書類
- ・法人の現に行っている事業の概略及び申請年度前3カ年度に行っていた事業の概略を記載した書類
- ・令和7年12月12日及び同月15日に開催された総務開発常任委員会へ赤井川村が資料提出した顧問弁護士への依頼メール及び質問内容
- ・道の駅あかいがわ指定管理者候補者選定委員会の議事録及び評価項目とその項目ごとの点数がわかるもの
- 一般社団法人赤井川村国際リゾート推進協会が赤井川村へ提出した補助金申請書のうち
- ・~~登記全部事項証明書（履歴事項証明書）~~
※補助金申請書の添付書類となっていなかったため提出なし

2, 一般社団法人赤井川村国際リゾート推進協会(DMO)に提出を要求した資料

- ・~~DMO総会及び理事会の議事録（直近から過去3カ年）~~
※委員会からの資料要求理由等が不明のため提出なし

3, 赤井川村商工会に提出を要求した資料

- ・令和4年から令和6年までの商工会会長の任期がわかるもの（総会資料等）

第4回委員会に提出（第3回委員会確認）

1, 赤井川村へ提出を要求した資料

- ・令和4・5年度 観光地域づくり法人運営補助金実績報告書

第5回委員会に提出（第4回委員会確認）

1, 赤井川村へ提出を要求した資料

- ・~~提出資料No.10の黒塗り部分を除いた資料~~

※個人情報保護を理由に弁護士の見解により対応するとして提出なし

2, 一般社団法人赤井川村国際リゾート推進協会(DMO)に提出を要求した資料

- ・DMO総会及び理事会の議事録（直近から過去3カ年）

※総会の参加者、開催日及び理事決定がわかる箇所のみ開示

7 委員派遣

なし

8 調査の内容

(1) 村への質疑応答

①令和8年1月13日開催 第3回委員会

1. DMO（赤井川村国際リゾート推進協会）の資料提出拒否について

- 説明（事務局）：「外部漏洩による損害の恐れがある」「使用目的や管理責任が不明確」などの理由で、現時点では提出を差し控えるとの回答があった。
- 委員会の判断：提出しない「正当な理由」とは認めがたい。この回答の妥当性について、第三者（弁護士等）の意見を求める。

2. 資料の黒塗り（非開示部分）について

- 質問：選定委員の名前や評価内容が黒塗りされている根拠は何か。
- 回答：個人情報保護と、選定の公平性を保つために当初から非公表としている。
- 質問：100条委員会（強い調査権限を持つ委員会）において、職務として参加した委員の名前まで隠すのは不適切ではないか。
- 回答：委員には非公表を前提に委嘱している。必要性を再検討し、どこまで開示できるか弁護士と精査して持ち帰る。

3. 税務申告の遅延と決算の信頼性について

- 質問：令和4年度と5年度の確定申告が「同じ日の同じ時刻」に受け付けられている。つまり令和4年度分は期限内に申告されていなかったのではないか。
- 回答：受付日時は指摘の通り。書類の内容の是非については村では判断し兼ねる。
- 質問：決算が確定（申告）されていない状態で、村は令和4年度の補助金の適正性をどう確認したのか。
- 回答：決算書ではなく、事業の「完了実績報告書」をもとに確認し、交付している。審査において税務申告の有無までは求めておらず、総会で認定されていれば足りると判断している。

4. 登記の懈怠（けたい）と法人の正当性について

- 質問： 令和2年から令和6年まで一切登記がなされていない。役員任期（最長2年）を超えて放置するのは法令違反（過料の対象）ではないか。
- 回答： 登記が漏れていた（失念していた）事実は確認している。しかし、実態として総会が開催され、役員も存在していたと認識している。
- 質問： 登記上、役員が不在の期間に誰が代表として補助金を申請し、決裁していたのか。虚偽の申請（なりすまし）に近いのではないか。
- 回答： 弁護士に確認した範囲では、現在の組織として指定管理を受けることに法的な問題はないと判断している。

②令和8年2月26日開催 第5回

1. DMO（赤井川村国際リゾート推進協会）提出資料と村の対応

- オブザーバー（村職員）の報告書について
 - 質問： 村職員がオブザーバー参加した際の報告書（行政文書）を、調査のために提出すべきではないか。
 - 回答： DMOが提出を差し控えている内容が含まれるため、村としても提出は差し控える。
 - 質問： 100条委員会の調査権よりも事業者への配慮が優先されるのか。
 - 回答： そのように捉えている
- 意思決定の把握
 - 質問： 村がオブザーバー参加していながら、DMOが道の駅に応募する意思決定を知らなかったのは不自然ではないか。
 - 回答： 出席した総会では応募の話は出ておらず、意思決定のタイミングは把握していない。

2. 選定委員会の透明性（氏名・評価の黒塗り）

- 非公表の根拠
 - 質問： 公の施設の選定委員の氏名は個人情報なのか。なぜ秘密会ですら開示されないのか。

- 回答：「公表しない」前提で委嘱しており、自由な発言を確保するために必要。個人情報保護条例に該当すると判断している。
- 利害関係の検証
 - 質問：審査員が補助金を出している側の人間（国・道・村）ばかりで、公平な審査と言えるのか。
 - 回答：知識見識を持つ団体であり、問題はない。

3. 応募資格と審査プロセスの妥当性

- 決算書の不自然さ
 - 質問：2年分の一括申告や、補助金の記載が不透明な決算書を、なぜ精査せずに審査員に提示したのか？
 - 回答：遅れはあったが申告はなされており、税理士も介入しているため正当と判断した。資料はすべて選定委員に提示しており、その上で委員が判断した。
- 登記の空白期間
 - 質問：4年以上も登記が懈怠され、理事が不在同然の期間があったことを審査員に重く伝えなかったのか。
 - 回答：失念は事実だが、実態として総会は行われていた。弁護士見解でも「問題なし」とされており、村の判断に瑕疵はない。

(2) 委員会から議長を通して 三木・佐々木法律事務所 に見解をもとめた内容と回答は以下のとおり。(P2～P3 中段まで記載)】

第1【照会事項に対する意見の要約】

1 候補者団体法人の管理運営上の問題

照会事項：理事の法人登記の欠格その他杜撰な法人運営を行った団体の問題性及び登記上の理事が不在で決算、その他意思決定が可能か。

意見：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律より、新たな代表理事が選任されるまでの間、退任した代表理事及び理事が権限を有することになりますので、意思決定は可能です。

そのため、登記上の理事が不在である等をもって応募の資格要件

を欠くことにはならず、選定の評価項目において考慮される事項と解されます。

2 候補者団体法人の会計処理における問題

照会事項：令和4年度決算を令和5年度決算と同時に申告した問題

意見：会計処理の遅延により応募の資格要件を欠くことにはならず、選定の評価項目において考慮される事項と解されます。

3 法人登記の事実を確認するため百条委員会で総会・理事会の議事録の資料提出を赤井川村DMOが提出を差し控えると回答した問題

照会事項：その理由が正当な理由と判断できるか。

意見：一般社団法人赤井川村国際リゾート推進協会（以下、「赤井川村DMO」といいます。）の総会議事録や理事会の議事録を百条委員会が提出を求める必要はなく、赤井川村DMOの回答は正当な理由があるものと解されます。

4 指定管理者候補選定委員会についての問題

照会事項：客観的、公正な選定ができる委員会であったか。村から提出された道の駅あかいがわ指定管理者候補者選定委員会（以下「本件選定委員会」といいます。）の資料が氏名・評価点が黒塗りされていた。

意見：本件選定委員会の各選定委員は、赤井川村において制定された条例に基づいて選任されており、その選任にあたって問題点は見当たりません。村から提出された資料について、各選定委員の氏名及び個別の評価の開示を求める必要性はないものの、各選定委員の評価のうち、「C」の評価の有無の回答並びに「C」の評価がある場合に、評価項目の摘示及び本件選定委員会における議事録の提出を求めることは相当だと解されます。

5 候補者団体法人は、観光庁が定める地域DMOの要件を満たしているか。

照会事項：地域事業者をまとめる役割から逸脱した管理運営応募にならないか。

意見：赤井川村DMOにおける地域DMOとしての要件充足性の判断は、地方自治団体の事務ではなく、観光庁の専属的権限事項になるため、調査の対象外となる事項です。また赤井川村DMOが指定管理者選考に応募することに法的問題はありませぬ。

(3) 弁護士からの意見について委員会の見解

<総論>

1. 今回の100条委員会と「第三者弁護士」との応答はすべてリモート会議でおこなわれましたが、この手法では十分な意思疎通ができたとはいえ、多分に消化不良の感が否めません。時間的制約があったとしても、直接面談をして納得のいく意見を求めるべきであったと思われまます。
2. 弁護事務所からの回答は、すべて法律や村の条例、要綱、規則などにに基づき、その立場からの正否について述べられています。それはおおむね正当なものだと思われまます、法解釈からして一部に異論が残ります。
3. 今回の道の駅指定管理者選定の問題は、必ずしも法的な瑕疵のみを問題にしたものではないということです。もちろん法からの逸脱があることは許されませんが、かといって法的問題がないことによってすべての条件を充分とするとは考えられまません。
4. 指定管理者候補者選定については、法的条件を満たすことは当然としつつも、さらに総合的な視点から評価をすべきだと我々は考えまます。
そこにあるのは、たとえば倫理・道徳的な評価、社会通念からの評価、一般常識的な評価などです。そういった「評価」はたしかに基準になる根拠が不安定ではありまますが、村民の意向を背負う我々議会議員としてはこれを「村の常識」としての視点とせざるをえまません。
100条委員会はこういった「総合的な評価」を起点に今回の問題を判断するものです。

<DMO問題>

1. DMOについては観光庁の所轄であるからといって、100条委員会がそれを調査できないという意見書の見解については承服できません。またDMOの役割について「地元企業との調整を図る法的義務がない」という意見には大きな疑問がありまます。
2. そもそも赤井川村DMOは異例な組織形態によって構成されています。本来であれば地元企業・団体の連携共同による組織であるべきですが、その構成

に当たって村商工会と村観光協会を下に置くことによって条件を満たす、という便宜的手法を採用しました。

後に観光協会が解散することになり、結局商工会一組織のみがその構成員になりました。同時に赤井川村DMO代表が商工会の副会長を務め、理事にも赤井川村DMO役員が入りましたが、これは観光庁が禁じている「一部の関係者のみでの合意形成」に近いと思われます。また、「特定事業者に過度に利益が集中する構造」という禁止事項についても検証の必要があると思われます。

3. DMOは地域事業者をまとめるハブ機関ですが、その機関が組織の傘下に並ぶ一企業と指定管理をめぐって争うという今回の問題は極めて異例といわざるをえません。競争は本来対等で横並びの事業者間でおこなわれるべきものであります。変則的ではありますが、もし赤井川村DMOが指定管理に応募するということであれば、あらかじめ傘下にある地元企業との十分な調整をおこなうことは必須であったと考えます。

上記の点から、たとえ法的要件から逸脱していないとしても、今回の赤井川村DMOの指定管理応募は、その組織目的を無視した極めて強引な申請であったと考えます。

9 証言拒否等

なし

10 告発

なし

11 調査経費

- | | | |
|------------------|----------|----|
| (1) 予算額 | 550,000円 | 以内 |
| (2) 実績(弁護士相談手数料) | 495,000円 | |

12 調査結果

(1) 道の駅あかいがわ指定管理者公募に関連する事項

①指定管理者選定委員会の客観性、公平性

【調査内容】

- ・選定委員会選定委員の選出方法・理由
- ・評価項目において過大な評価点の有無

選定委員会選定委員について、候補者団体と関係の深い公的団体の構成が主となっていたことは確認していたが、選定委員が恣意的な理由により選出され、過大な評価点になっていなかったか調査した。

【調査結果】

- ・恣意的な評価点の有無については、委員会が必要と認めた情報が開示されず十分な調査が行えなかったため結論なし
- ・公募申請添付書類のなかで、運営管理上の不備が散見されたが、その内容について村は事前審査を行わず、選定委員会で評価点を考慮される事項として説明がなかった

選定委員会委員の評価点を確認するため村へ資料を求めたが個人情報として開示されなかった。委員からは、個人名までは求めず秘密会の開催も検討し資料の再提出を求めたが状況は変わらず、以降の調査が不可能となった。しかし、後述する指定管理者候補団体が公募申請に添付した書類内容について、いくつかの法的な手続き不備が確認された。

(2) 道の駅あかいがわ指定管理者候補者団体に関する事項

①指定管理者候補者としての適格性

【調査内容】

- ・設立当初から令和6年まで理事登記の長期懈怠（申請時は登記済）
- ・代表理事不在期間の有無、その確認するため理事会・総会開催状況
- ・決算確定申告の確認

指定管理者公募申請時の添付書類において、一般社団法人法や法人税法の違反が見受けられたため、その事実について資格要件を欠くことにならないか調査を行った。特に役員登記にあたっては令和6年3月に議会の指摘により遡り登記をしたにも関わらず未登記期間が発生していた。

【調査結果】

- ・指定管理者公募申請までの赤井川村DMO役員状況は以下表1のとおり
※履歴全部事項証明書より。

【表1】

	令和2年7月30日設立						
団体							
A	代表理事	R4.6.24退任	R4.6,24就任	R5.5.31退任	R5,5,31就任		R7.6.17重任
B	理事	R4.6.24退任	R4.6,24就任	R5.5.31退任			
	理事				R5,5,31就任	R6.5.23辞任	
	理事					R6.5.23就任	R7.6.17重任
C	理事	R4.6.24退任	R4.6,24就任	R5.5.31退任	R5,5,31就任	R6.5.23辞任	
	理事					R6.5.23就任	R7.6.17重任
	監査					R6.5.23重任	
	登記	R6.3.15	← 未 登 記 期 間 →		R6.3.15	R6.6.18	R7.7.2

未登記期間において赤井川村DMOの事業や決算監査、総会等は前理事が引き続き行っているという村の説明と赤井川村DMOから提出のあった総会議事録により調査した。ただし、その指定管理者公募申請の決定経過については調査できなかった。

- ・令和4年度の決算確定申告は、令和5年度確定申告と同日付の令和6年5月31日付けを確認

公募申請添付書類になっている3カ年の確定申告（電子申請）のうち令和4年度分については、令和5年度の決算税務申告と同日付の1年遅れの提出となっていた。また村はその事実を把握していなかった。

②観光地域づくり法人（DMO）組織の目的とあり方

【調査内容】

- ・観光地域づくり法人の組織形態と指定管理者公募資格
- ・地域事業者との合意形成

赤井川村DMOは地域事業者をまとめる機関組織としてキョロリゾートホールディングス、赤井川村商工会、特定非営利活動法人赤井川観光協会の三者で設立されており、国や道、村などその官公庁機関の補助金支援を受け様々な事業を推進する一般社団法人が、指定管理者公募申請することが利益相反に当たらないか調査した。

【調査結果】

- ・赤井川村DMOが直ちに指定管理者公募の申請欠格要件とはならない。
- ・地域事業者との赤井川村DMOの指定管理者公募申請の合意形成については、赤井川村DMO理事会（関係者）の説明だけで特に地域事業者への説明や村への相談報告等は公募申請書類が提出されるまでなかった。

法的に欠格要件とならない団体であっても、DMOのような公的な役割を担う組織が、道の駅という「公の施設」の指定管理者に立候補する場合、本来であれば「法令遵守（コンプライアンス）」と「民主的な意思決定」の2つにおいて、極めて透明性の高いプロセスを踏むべきであった。

13 調査総評

本委員会は、道の駅あかいがわの次期指定管理者の公募に関する事項および指定管理者候補団体である一般社団法人赤井川村国際リゾート推進協会（以下、「赤井川村DMO」という）の適格性について、地方自治法第100条に基づく強い調査権限をもって検証を行ってきた。

調査の結果、赤井川村DMOにおいては「法人登記の4年間にわたる懈怠」および「税務申告の複数年にわたる遅延」という、公の施設の管理を担う団体候補としてあるまじき組織運営の実態が明らかとなった。これらは単なる「事務的失念」の範疇を超え、法人の实在性や会計の透明性を揺るがす重大な不備であると断じざるをえない。

村側は、弁護士の見解を根拠に「これらの不備は応募資格を欠く理由にはならない」との立場を貫いている。しかし、本委員会が重視するのは単なる形式上の法的合致（リーガル・チェック）だけではない。

選定にあたり、村がこれら赤井川村DMOの不備を把握しながら、選定委員に対してその事実を具体的に共有せず、評価の判断材料として適切に提示しなかった点は、行政としての審査能力および情報公開姿勢における重大な過失である。また、100条委員会という公的な調査に対しても、事業者への配慮を優先して資料の「黒塗り」や提出拒否を維持した姿勢は、調査努力を尽くそうとした委員会に対する説明責任を軽視するものと言わざるをえない。その結果、本委員会は十分な調査が不可能となった。

議会が依頼した弁護士も述べる通り、登記や納税の遅延が直ちに無効を意味す

るものではないかもしれない。しかし、住民の財産である公の施設を任せる団体には、法律の最低限の遵守（リーガル・ミニマム）だけでなく、高度な倫理観と安定した組織運営能力が求められる。

今回露呈した「理事が不在の期間に事業を決定していた可能性」や「不自然な税務処理」は、社会通念上、指定管理者としての信頼を著しく損なうものである。これらを「実態として活動しているから問題ない」などと容認し、公の施設の指定管理者を決定しようとする村の姿勢は、将来にわたって村の行政運営に対する信頼を失墜させる懸念がある。法律や条令に準じる姿勢とともに結論に至るまでの過程で総合的な視野からの十分な検討が必要だったのではないか。

村は今回の調査結果を踏まえて、道の駅あかいがわ指定管理者公募においては下記について留意すべきである。

①指定管理者選定委員会の抜本的見直し

指定管理者選定委員会の構成、利害関係および審査資料の透明性を高め、住民や議会に説明責任を十分に果たせるための新たな指定管理者選定委員会要綱を策定すること。

②行政文書の開示基準の再考

行政文書の守秘義務と住民の知る権利の開示基準のバランスを明確化し、開かれた行政を目指すこと。

③赤井川村DMOに対する運營業務の把握かつ継続的な連携体制の構築

半公的機関である赤井川村DMOの運営実態について、村はオブザーバーとして参画しているため、その運営及び決定事項及び能力を継続的に把握し、連携していく体制を構築すること。

本委員会は、赤井川村の行政が「透明」かつ「公正」であり、説明責任を果たすことによって、住民の負託に応えるものであることを強く求め、本報告を締めくくる。